

平塚市教育委員会 令和8年8月定例会

日 時：令和8年8月20日(木) 15時30分から

場 所：平塚市役所本館7階720会議室

1 教育長臨時代理の報告

(1) 報告第5号 令和8年度平塚市一般会計（教育関係）補正予算について

(2) 報告第6号 平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

2 その他

令和8年度平塚市一般会計（教育関係）補正予算について

平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和37年教委規則第4号）
第2条第2項の規定により、次のとおり令和8年度平塚市一般会計（教育関係）補正予算
について事務を臨時に代理し、市長に申出したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年8月20日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅裕

記

(単位:千円)

歳入	款	項	既定予算額	補正要求額	計
	14 使用料及び手数料	1 使用料	60,629	0	60,629
	15 国庫支出金	2 国庫補助金	22,811	0	22,811
	16 県支出金	2 県補助金	670,101	0	670,101
	17 財産収入	2 財産売払収入	4,943	0	4,943
	18 寄附金	1 寄附金	5,613	0	5,613
	19 繰入金	1 基金繰入金	344,167	0	344,167
	21 諸収入	5 雑入	531,629	0	531,629
	22 市債	1 市債	1,487,200	0	1,487,200
	歳入合計		3,127,093	0	3,127,093

(単位:千円)

歳出	款	項	既定予算額	補正要求額	計
	10 教育費	1 教育総務費	4,395,128	92	4,395,220
		2 小学校費	1,730,784	0	1,730,784
		3 中学校費	870,493	20,546	891,039
		4 幼稚園費	75,576	11,700	87,276
		5 社会教育費	3,671,287	0	3,671,287
		6 保健体育費	267,684	0	267,684
	歳出合計		11,010,952	32,338	11,043,290

歳出予算要求明細

款 項 目 (事業)	既定額	要求額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	11,010,952	32,338	11,043,290	10,409	0	20,546	1,383
1 教育総務費	4,395,128	92	4,395,220	0	0	0	92
2 事務局費	1,031,774	92	1,031,866	0	0	0	92
2 教育委員会事務局庶務事業 (教育総務課)							
	17,636	92	17,728	0	0	0	92
3 中学校費	870,493	20,546	891,039	0	0	20,546	0
1 学校管理費	844,832	20,546	865,378	0	0	20,546	0
2 中学校運営事業 (教育総務課)							
	217,145	20,546	237,691	0	0	20,546 基金繰入金 20,546	0
4 幼稚園費	75,576	11,700	87,276	10,409	0	0	1,291
1 幼稚園費	75,576	11,700	87,276	10,409	0	0	1,291
4 幼稚園運営補助事業【実計】 (学務課)							
	19,989	11,700	31,689	10,409 国庫補助金 10,409	0	0	1,291

(単位:千円)

節 細 節 金 額		内 容
小学校及び中学校の適正な規模及び配置の推進による教育環境の充実について調査審議する附属機関を設置するため、増額補正をします。		
1 報酬	92	
1 委員等報酬	92	平塚市未来の礎を築く学校づくり推進委員会委員報酬(8人)
熱中症による労働災害等の防止を図ることを目的に、各中学校の校務作業室に空調設備を設置するため、増額補正をします。		
10 需用費	20,546	
7 施設修繕料	20,546	施設修繕料
私立幼稚園等の光熱水費に係る物価高騰分を助成するため、増額補正をします。		
18 負担金、補助及び交付金	11,700	
10 補助金	11,700	私立幼稚園等光熱水費高騰対策補助金

平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 37 年教委規則第 4 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり、平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、事務を臨時に代理し、市長に申出したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉 野 雅 裕

平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）

平塚市附属機関設置条例（平成 2 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

平塚市立小学校 及び中学校適正 規模等基本方針 検討委員会	小学校及び中学校の適正な規模及び配 置に係る基本方針について調査審議す ること。	1 0 人以 内
--	--	-------------

」

を

「

平塚市未来の礎 を築く学校づく り推進委員会	小学校及び中学校の適正な規模及び配 置の推進による教育環境の充実につい て調査審議すること。	1 0 人以 内
------------------------------	--	-------------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市立小学校及び中学校適正規 模等基本方針検討委員会委員

」

を

「

未来の礎を築く学校づくり推
進委員会委員

」

に改める。

平塚市附属機関設置条例の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

現 行				改 正 案				改正要旨
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会の名称及び担当する事務を変更するため、別表を整備する。
附属機関の属する執行機関及び公営企業管理者	附属機関	担当する事務	委員の定数	附属機関の属する執行機関及び公営企業管理者	附属機関	担当する事務	委員の定数	
省略				省略				
教育委員会	平塚市立小学校及び中学校	小学校及び中学校の適正な規模及び配置に係る基本方針について調査審議すること。	10人以内	教育委員会	平塚市未来の礎を築く学校づくり推進委員会	小学校及び中学校の適正な規模及び配置の推進による教育環境の充実にについて調査審議すること。	10人以内	
	省略							
	省略							
省略				省略				

現 行			改 正 案			改正要旨
別表(第1条、第3条関係)			別表(第1条、第3条関係)			
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額	
省略			省略			
市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員	日額 11,500円	同上	未来の礎を築く学校づくり推進委員会委員	日額 11,500円	同上	
省略			省略			